

令和7年11月28日  
消費者庁

「清涼飲料水等の規格基準の一部改正に係る試験法について」の一部改正について（案）」に関する意見募集の結果について

消費者庁では、「清涼飲料水等の規格基準の一部改正に係る試験法について」の一部改正について（案）」について、広く国民の皆様にご意見を募集いたしました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する消費者庁の考え方については、以下のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

1. 意見募集期間：令和7年10月1日（水）～同月30日（木）
2. 意見提出方法：インターネット（電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム）及び郵送
3. 意見総数：12件
4. 御意見及びそれに対する消費者庁の考え方：別紙のとおり

番号	御意見	消費者庁の考え方
1	<p>ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の規制値及び分析方法が定義されていますが、結果の算出方法が定義されていないのはなぜですか。一方が検出されていない場合の合計量の算出に定量下限値を用いるか0を用いるかが定義されていなければ、基準値を超過しているかも判断できないこととならないですか。</p>	<p>8. 留意事項の2) 注意点⑦に「PFOS 又は PFOA が定量下限未満であった場合は、当該化合物の濃度は0として合計濃度を求める。」こととしています。</p>
2	<p>8 ページ目に「PFOS 又は PFOA が定量下限未満であった場合は、当該化合物の濃度は0として合計濃度を求める。」とありますが、PFOS も PFOA も人体から排出されずに蓄積するという性質があるので、「0」とするのは後々責任の所在をわからなくする可能性があります。「0」ではなく、「定量下限」の数値を明記してください。</p>	
3	<p>毒性の判断は合計値で行うにしても、せつかく PFOS と PFOA の濃度を高精度で定量するのですから、データとしてはそれぞれの濃度を残しておくべきです。定量下限未満であった場合もデータは残しておくべきです。将来、なんらかの被害が生じた時、原因の特定を少しでも容易に、早くするために、残すべきです。</p>	<p>今後の業務の参考とさせていただきます。なお、定量については、PFOS 及び PFOA の濃度を求め、検体中の濃度を算出することとしています。その上で、PFOS 及び PFOA の合計濃度を算出することとしています。各検査機関は、標準作業書に基づき、記録の保存等が適切に行われているものと承知しています。</p>
4	<p>基準値 50ng/L だったとしても、基準値以下とせず、測定できた量を公表してください。PFOS、PFOA は永遠の化学物質と言われているように、体内からも消えず蓄積されていきます。測定データも測定できた生の値を例えば 100 年など保存してください。PFOS、PFOA をまとめて基準値以下か判断するようですが、何か被害が出た時、すぐに原因を特定できるようにそれぞれの値を保存してください。それぞれの値を測定できるのですから。</p>	
5	<p>米国 EPA は PFOS および PFOA それぞれに対して 4ng/L 未満という厳格な基準を設定しています。一方、日本では両物質の合算で 50ng/L 未満とされており、国際的に見て緩い水準です。将来的に米国同等の規制値を目指すのであれば、現段階から「50ng/L 未満」という表記に頼るのではなく、実測値を公表する運用を徹底すべきです。実測値の開示は、科学的透明性と国民の信頼確保のために不可欠です。</p>	
6	<p>PFOS 及び PFOA について「食品中の有害物質等に関する分析法の妥当性確認ガイドライン」に真度及び精度の目標値が示される予定でしょうか。試験法の改正と同時に示して頂きたいです。また、「清涼飲料水等の規格基準の一部改正に係る試験法について」の別添に示された方法をそのまま行う場合も「食品中の有害物質等に関する分析法の妥当性確認ガイドライン」に従った妥当性確認が必要という認識で合っているでしょうか。</p>	<p>本改正と合わせて「食品中の有害物質等に関する分析法の妥当性ガイドラインについて」（平成 26 年 12 月 22 日付け食安発 1222 第 7 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）の一</p>

		<p>部改正についてもお示ししました。 また、試験法の妥当性確認については御認識のとおりです。</p>
7	<p>検査には、簡易で安価なスクリーニング検査と、精度の高い詳細検査を層別化して運用する方法も考えられます。ただし、費用面だけを優先した制度設計では、検査の信頼性が損なわれる恐れがあります。科学的妥当性と費用対効果の両立を図る制度設計が求められます。</p>	<p>分析法の信頼性確保については、本改正と合わせて「食品中の有害物質等に関する分析法の妥当性ガイドラインについて」（平成26年12月22日付け食安発1222第7号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）の一部改正についてもお示ししましたので、そちらを御参照ください。</p>
8	<p>私はかつて、MO ディスクの製造現場や RoHS 指令に基づく製品検証に関わる技術者として、PFAS のような化学物質が製造工程や製品に含まれていた可能性を否定できません。特に、フォトレジストやドライエッチング、洗浄工程において、PFOS・PFOA が環境中に排出されていた可能性を思い返すと、加害者としての意識を持たざるを得ません。</p> <p>今回の規格改正案により、清涼飲料水中の PFOS・PFOA に関する成分規格と試験法が新設されることは、食品衛生の透明性と信頼性向上に資する重要な一歩と評価します。</p> <p>一方で、試験法の技術的なハードルについて、以下の懸念を持ちます：</p> <p>LC-MS/MS による定量分析は、装置依存性が高く、異性体の分離やコンタミネーション対策に高度な技術と経験が求められます。</p> <p>特に、ナノグラムレベルの検出濃度では、器具材質・空試験・純水の選定など、現場での再現性確保が困難な場合があります。</p> <p>小規模事業者や地方自治体の検査体制において、技術支援や教育体制の整備が不可欠です。</p> <p>また、PFOS・PFOA の合計濃度で評価するという運用は、液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析計の技術的特性を活かしきれていないと感じます。これらの物質はそれぞれ分離・定量可能であり、毒性も異なるため、合算評価では原因物質の特定や個別基準の設定が困難になります。合計値だけでなく、個別値の管理・公表を求め</p>	<p>今後の業務の参考とさせていただきます。</p>

	<p>ます。</p> <p>さらに、PFOS・PFOAはPFAS群の一部に過ぎず、今後の規格改正に向けて、長鎖PFCAなど他のフッ素化合物も対象に含めるべきと考えます。</p> <p>私は1990年代に放送されたNHKスペシャル『地球白書』を通じて、水資源の有限性と脆弱性を知りました。地球上の水のうち、飲料に適する水はごくわずかであり、気候変動や生態系の崩壊によってその確保はますます困難になっています。今回の改正は、単なる数値管理ではなく、“水を守る”という文明的責任の一端として捉えるべきです。PFOS・PFOAの試験法は、その象徴的な第一歩であり、制度設計にはこの視点が欠かせないと考えます。</p>	
9	<p>PFAS分析には高精度な機器が必要であり、自治体が設備を整備する場合や民間検査機関へ委託する場合には相応の費用が発生します。こうした費用負担について、国としてどのように支援する方針なのか明確に示すべきです。財政的な裏付けがなければ、制度の実効性が損なわれかねません。</p>	<p>御意見として承りました。なお、技術的支援となるよう本改正を通知するとともに、分析法の信頼性確保については、「食品中の有害物質等に関する分析法の妥当性ガイドラインについて」（平成26年12月22日付け食安発1222第7号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）の一部改正についてお示ししました。</p>
10	<p>今回の試験法改正案では、地方自治体の実施主体となることが想定されますが、費用負担や実施体制に関する言及がありません。自治体間で検査精度や頻度にばらつきが生じることを防ぐためにも、国が技術的・財政的支援を行い、実施状況を定期的にチェックする体制が必要です。</p>	
11	<p>PFOS/PFOAの除去方法も一緒に決めて下さいません全てのミネラルウォーター工場に逆浸透膜ROを義務化して下さい。</p> <p>調べるだけじゃ水は安全になりません。</p> <p>取る方法も決まらないと基準超えた水が作られ続けるからです。</p> <p>赤ちゃん妊婦さん全ての人に安全な水を保証して下さい。</p> <p>口から体に入れる物は本当に大切です。</p>	<p>食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第2項により、定められた基準又は規格に合わない場合は販売等ができないため、食品等事業者等において基準の適合性について確認がなされ、基準値を超過することを確認した際は、その食品等事業者等において、原因究明及び濃度低減措置等を行う等の対応が講じられることとなります。</p>

12	<p>PFOS と PFOA は異なる物質です。それぞれ別々に検出する能力がありながら、PFOS と PFOA を合算して、1 リットあたり 50ng 以下とする現在の基準値に大いに疑問があります。</p> <p>単純に 2 で割った場合は、それぞれ 25ng になりますが、片方が「1」他方が「49」でも「50 以下」にはなりません。「25」と「49」では倍ほども差があり、水や農作物から摂取する年月が長くなるほど、その差は大きくなります。</p> <p>基準値は、PFOS 「25」、PFOA 「25」とすべきではありませんか？</p> <p>PFOS 「50」、PFOA 「50」と主張なさるのなら、なぜ始めからその様に基準値を定めなかったのか、その点について納得のいく説明をお願い致します。</p>	<p>ミネラルウォーター類に含まれる PFOS 及び PFOA にかかる基準値は、「ミネラルウォーター類における化学物質等の成分規格の設定等について」（平成 22 年 12 月 14 日薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会資料 1-1 別紙 1）で示された考え方を踏まえて、環境省で検討された水質基準値と同じ値としています。</p> <p>PFOS 及び PFOA の水質基準値は、食品安全委員会の評価結果に示された耐容一日摂取量を踏まえて、一生涯水道水を飲み続けても人の健康に影響がない数値として定められていると承知しています。</p>
----	---	--